

第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

わが国では、総人口が減少を続ける一方で、高齢者人口は今後も増加し、令和7年（2025年）には、団塊世代が後期高齢期に達し、令和22年（2040年）には、85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

本市においては、令和6年に高齢者人口のピークを迎え、その後は減少に転じますが、85歳以上の人口は増え続けます。国と同様に令和7年、令和22年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを更に充実させていく必要があります。

このことから、これまでの取り組みの方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や本市における高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者に関する福祉施策と介護保険施策が密接に連携し、総合的、体系的に展開していくよう本計画を策定するものです。

2. 計画の位置付け

(1) 計画の法的位置付け

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画について、本計画を「十和田市高齢者福祉計画・十和田市介護保険事業計画」の第9期計画として一体的に策定します。

(2) 上位計画・関連計画との関係

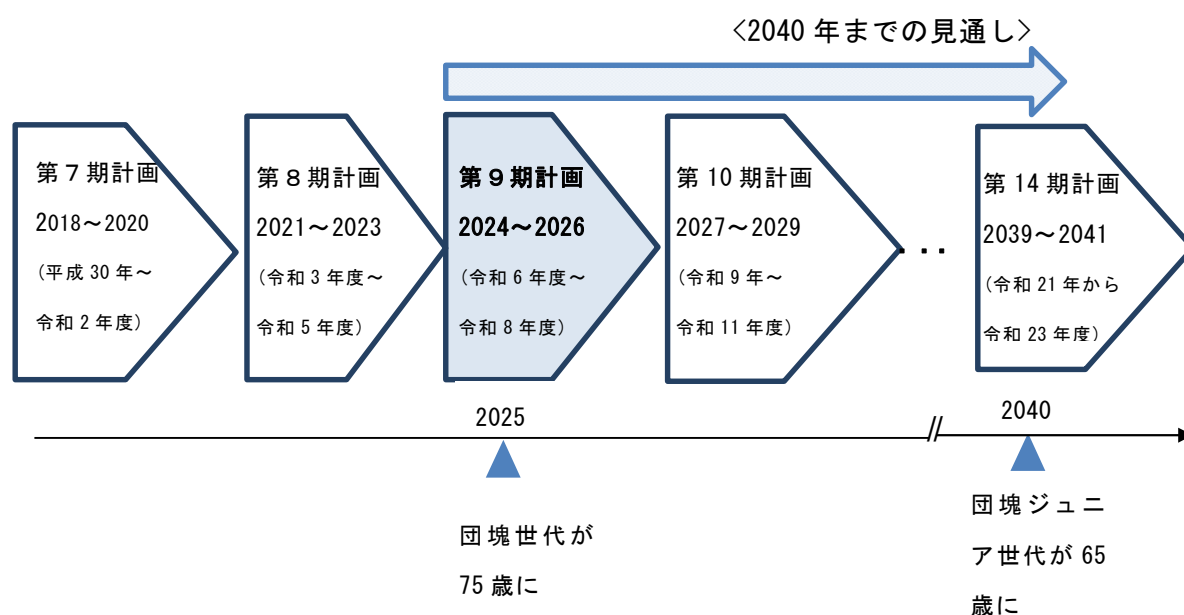
本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「第2次十和田市総合計画」との整合性を図った上で策定します。また、「第2期十和田市地域福祉計画」、「第3次健康とわだ21」など高齢者福祉施策に関連する他の計画との調和を保ちながら本計画を策定します。

3. 第9期計画の期間及び性格

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。

また、令和7年（2025年）及び令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点に立った計画とします。

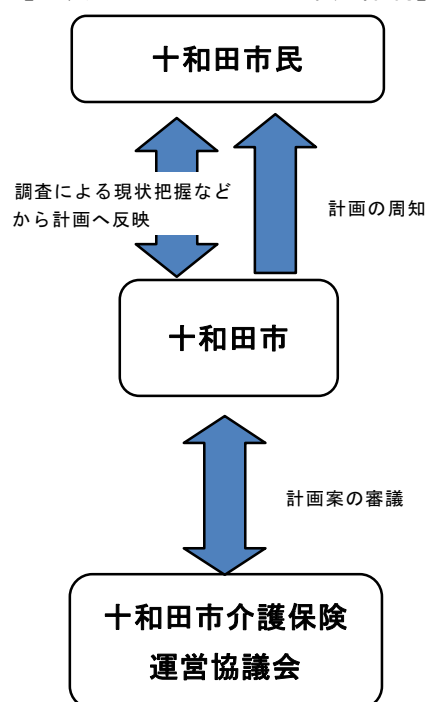
【図表1-3-1 計画の期間と見直し時期】



4. 計画の策定体制

本計画を策定するにあたって、介護保険事業と老人保健福祉事業の現状把握を行うとともに、市民の日常生活状況や健康状態などについての意識調査「健康とくらしの調査」などを実施しました。意識調査結果の分析とサービス事業の給付分析との基礎資料から本市が計画書を作成し、十和田市介護保険運営協議会で審議したうえで、市民の方々へ周知し、円滑なサービス提供の促進を図ります。

【図表1-4-1 計画の策定体制】



【健康とくらしの調査】

転倒や認知症をはじめとする様々な危険性のある高齢者がどの位いるかなどを把握することで、本市の施策へ反映させるため、一般社団法人日本老年学的評価研究機構との共同研究で実施しました。

○対象者数 5,000人

令和4年10月1日時点で要介護認定者を除く65歳以上である高齢者

○調査方法 郵送法による調査

○調査期間 令和4年11月14日～令和4年12月5日

○回収結果 3,763票（回収率75.3%）

【回答結果の抜粋を資料編に掲載】※準備中

【在宅ケアと暮らしの調査】

在宅で生活している要介護者及び介護をしている人を対象に、家族介護の実態、施設入所の検討状況、家族介護就労状況等を、本市の施策へ反映するため、一般社団法人日本老年学的評価研究機構との共同で実施しました。

○対象者数 在宅で生活をしている要介護認定を受けているかたのうち、更新申請・区分変更に申請（新規申請を除く）に伴う認定調査を受けたかた600人

○調査方法 郵送法による調査

○調査期間 令和4年12月1日～令和5年1月30日

○回収結果 254票（回収率42.3%）

【回答結果の抜粋を資料編に掲載】※準備中